

フランス第二共和政期における「教育の自由」をめぐる議論 ——ヴィクトル・ユゴーによるファルー法反対演説 (1)

Débat sur la liberté de l'enseignement sous la Deuxième République :
Discours de Victor Hugo contre la loi Falloux (1)

数 森 寛 子
KAZUMORI Hiroko

Sous la Deuxième République, éclate un débat sur la liberté de l'enseignement lors de la préparation d'une nouvelle loi sur l'enseignement. Le 15 janvier 1850, Victor Hugo prononce un discours contre la loi Falloux, présentée à l'assemblée le 18 juin 1849, dont le projet consiste en un élargissement du pouvoir du clergé dans l'enseignement public. Hugo y déclare que l'enseignement religieux est plus que jamais nécessaire, mais cela ne l'empêche pas d'exiger une surveillance de l'État sur l'enseignement. Ce qui est remarquable, du point de vue de sa création littéraire, est que son discours présage le devenir "prêtre" de Hugo lui-même, qui, s'écartant définitivement de la partie cléricale, envisagera, durant son exil, de rechercher sa propre religion. Notre essai contient également une traduction de la première moitié de son discours, intitulé «La liberté d'enseignement» ainsi que l'intégralité de sa prise de parole devant le bureau en juin 1849, «Loi sur l'enseignement».

キーワード：ヴィクトル・ユゴー、ライシテ、教育の自由、第二共和政

Mots-clés : Victor Hugo, laïcité, liberté de l'enseignement, Deuxième République

はじめに

1905年に成立した「諸教会と国家の分離に関する法律」以来、フランス共和国は政教分離（「ライシテ」）を原則として掲げる国家となった。この国家の原則としての「ライシテ」は、フランス革命以降、とりわけ19世紀における政治的紆余曲折を経て、20世紀にはじめて法的に規定されるに至ったものである¹。本稿は、公教育と宗教との関係を考えるための手がかりとして、第二共和政期の教育法改正の際に問題となった「教育の自由」という権利をめぐる議論に注目する。

1849年6月18日にアルフレッド・ド・ファルー²により提出された、公教育における教会権力の大幅な拡大を企図する法案に対し、1850年1月15日、ヴィクトル・ユゴーは、議会で反対演説を行なっている。結果的には「ファルー法」が成立し、ユゴーの主張が同時代において実現することはなかったが、宗教と国家の分離という理想を高らかに宣言するこの演説は、「ライシテ」の歴史を語る上で、必ずと言ってよいほど引用される重要なテキストとなっている。そこで本稿では、この『教育の自由』と題された未邦訳の演説全文の前半部³、およびこの演説に先立ち1849年6月26日、ファルーによる法案が提出された直後になされたユゴーの短い演説(『教育に関する法案』)を試訳し、その解題を行うこととしたい。

I. ファルー法 (1850年3月15日法)

二月革命後に成立した臨時政府は、宗教・公教育担当大臣として共和派のイポリット・カルノー⁴を起用する。カルノーは、共和政の基盤となる市民の育成を急務とし、1848年6月30日、初等教育の無償・義務化を盛り込んだ法案を提出している。しかし、六月暴動を機に保守化した政府は、一転し、社会秩序の維持の手段として、国民に対する宗教教育の必要性を認め、教育に関する新たな法律の制定に向けて舵を切る。同年12月、共和国大統領に就任したルイ＝ナポレオン・ボナパルトは、新たな宗教・公教育担当大臣として、王党派のアルフレッド・ド・ファルーを指名する。カルノー法は継続審議されていたが、ファルーは翌年1月、直ちにこの法案を廃案とし、後に「ファルー法」と呼ばれることになる「教育の自由」を掲げた改革案の作成を開始することになる。

ここで「教育の自由」が指し示す意味を確認しておきたい。これは文字通り「自由に教育を行う権利」を意味するが、歴史的に見れば、それは主としてコングレガシオン(修道会)が自由に宗教教育を行う権利を指している。教育の自由とは、「端的に言えば、カトリックの私立学校が、教育と組織の両面において、国家の教育行政期間である《ユニヴェルシテ》から干渉を受けずに、自律した組織運営を進めることを意味していた⁵」のである。ファルー法は、この「教育の自由」を実現するため、従来ユニヴェルシテの監督下に置かれていた公立学校一元体制を廃止し、公教育の監督機関として「公教育高等評議会」を設置したのだが、結果として、その構成員の大きな割合が聖職者によって占められることになった⁶。つまりこの法律は、公立学校と私立学校を平等化する以

¹ 現代フランスにおける「ライシテ」の問題については以下を参照。ルネ・レモン著、工藤庸子、伊達聖伸訳・解説『政教分離を問いなおす——EUとムスリムのはざままで』、青土社、2010年。工藤庸子著『宗教VS. 国家—フランス<政教分離>と市民の誕生』、講談社現代新書、2007年。またフランスにおけるライシテの歴史については、以下に詳しい。ジャン・ボベロ著、三浦信孝、伊達聖伸訳『フランスにおける脱宗教性(ライシテ)の歴史』、白水社、2009年。伊達聖伸著『ライシテ、道徳、宗教学——もうひとつの19世紀フランス宗教史』、勁草書房、2010年。19世紀フランスにおける共和派とカトリック教会のヘゲモニー闘争を分析する研究書としては以下を参照。谷川稔『十字架と三色旗——もうひとつの近代フランス』、山川出版社、1997年。

² 1848年12月20日から1849年10月31日まで宗教・公教育担当大臣(Ministre de l'Instruction publique et des Cultes)を務めた。

³ 「教育の自由」後半部の翻訳は「ヴィクトル・ユゴーによるファルー法反対演説(2)」に掲載予定。

⁴ 1848年2月24日から7月5日まで宗教・公教育担当大臣を務めた。

上に、カトリックの聖職者が公教育の領域に大きく進出することを企図し、聖職者による共和主義的教員の監視体制を制度化するものであった⁷。

この法案に対しヴィクトル・ユゴーが行なった二つの演説が残されている。『教育に関する法律』（1849年6月26日）と『教育の自由』（1851年1月15日）である。「ライシテ」の宣言としてしばしば引用されるのは後者であるが、ここでは言及されることの少ない前者にも目を向けておきたい。

II. ヴィクトル・ユゴー『教育に関する法律』（1849年6月26日）

以下は、6月18日の教育法案の提出を受け、ユゴーが行なった発言の全容である。

私は法律についてお話しします。私はそこに進歩が含まれている限りにおいて法律に賛成します。私はそこに危険が含まれている可能性があれば法律を監視します。

進歩とは次のようなものです。この法案は教育に二つの新しく良いものをもたらします。それは国家の権威と家父長の自由です。これらは有益な推進力をもたらす活力に満ちた豊穡なる二つの源泉です。

危険について、これから指摘しましょう。

皆さん、二つの大きな集団、すなわちフランス革命までは聖職者が、革命以降はユニヴェルシテが、順に我が国の公教育の中心を担ってきたのであり、この二つの集団がフランスの教育を行ったのだとすらいふことができるでしょう。

ユニヴェルシテと聖職者は甚大な役割を果たしてきました。しかし、この大きな役割の傍らに、大きな欠落もある。聖職者は、信仰の統一のための激しい熱意の中にあるがゆえ、とうとう思い違いをし、我々の父親の時代における彼らの過ちはそこにあるのですが、ついには人類の知性の歩みを阻害し、フランスの任務⁸ そのものである進歩の精神を消し去ろうとするに至ったのです。ユニヴェルシテとはいえば、教育方法において秀で、輝かしい務めを果たしてきましたが、おそらくあまりに狭すぎる伝統の中に閉じこもったことにより、私たちが生きるこの偉大なる時代に適した思想的な広がりをもそれ自体の中に有しておらず、教育の中に常に可能なかぎりの知性の光を差し込ま

⁵ 伊達聖伸「フランスのライシテの歴史を読み解くためのキーワード」、工藤庸子、伊達聖伸訳・解説『政教分離を問いなおす』、前掲著、204頁。

⁶ 谷川稔、前掲書、167頁。

⁷ 「ファルー法」作成の中心となったのは、後に第三共和政の初代大統領となるチエール、自由派カトリックのモンタランベール、パリ司教総代理のデュバンルーである。「元来はヴォルテール主義者であり、明確な反教権主義者であったチエールのような自由はブルジョワたちも、文化ヘゲモニーの問題ではあえてカトリックとの同盟を選ぶようになった。チエールら保守的自由主義者にとっては、社会秩序の維持こそが大前提であり、そのためには、世俗的な科学教育はエリートやブルジョワ層にこそ望まれるが、民衆には科学や自由思想は不要であった。貧民には諦めと忍従の祈りを説く教会による教育こそがふさわしい、というのがチエールの発想であった。」（谷川稔『十字架と三色旗』（前掲書）、165頁。）

⁸ 原語は le flambeau。「松明」を表すこの語は、明かりや炎、光、光明といった意味、また継承すべき伝統や任務という意味も持っている。ここでユゴーは、聖職者たちが、「松明の炎を消す」というイメージと重ねあわせながら、彼らが、「進歩の担い手としてのフランスの任務を消し去ってしまおうとした」と主張しているのである。

せてきたわけではないのです。ついにはユニヴェルシテもまた、聖職者となったのです。

消滅した王政⁹の最後の数年間には、これら二つの権力の間における激しい戦いがあり、ユニヴェルシテと教会は、新しい世代の知性の奪い合いをしていました。

皆さん、この戦争を終わらせ、好ましい競争関係に変えるべき時がきたのです。そこにこそ目下の計画の意味と目的があるのです。この計画は、ユニヴェルシテによる教育を維持し、教会を、あらゆる扉の中でも最もすばらしい扉、すなわち自由という扉から招き入れるものです。これら二つの権力は、どのような動きを見せるでしょうか？和解するのか？お互いの影響力をいかなる方法で調整するのか？教育すなわち未来を、どのように理解するのか？皆さん、問題はそこにあるのです。これら二種類の聖職者にはそれぞれの傾向がありますが、それらの傾向には限界を設ける必要があるのです。教育に関しては私もその一人ですが、猜疑心の強い人間というものは、かつてユニヴェルシテだけでは教育が十分に宗教的ではなかったこと、そして教会だけでは教育が十分に国民的ではなかったことを懸念することでしょう。すなわち、宗教と国民性 (nationalité)、そこにこそ人間の二つの偉大なる本能があり、未来のための二つの偉大なる必要があるのです。したがって、私は世俗の者として、そして政治家として話しますが、教会とユニヴェルシテの上に、それらに助言を与え、それらを励まし、それらを抑制し、それらを裁決する誰かが必要となるのです。それは誰か？国家です。

国家とは、皆さん、一国の政治的統一性のことであり、フランスの伝統であり、歴史的な共同体であり、すべての市民を治める最高権力者であり、フランスにおいて命令を下すことのできる最も偉大な声であり、至高の権力であり、それはユニヴェルシテに宗教教育を課し、教会に国民的精神の教育を課す権利を持っているのです。

この法案は法律の頂点に国家を位置づけるものです。この法案が作る公教育高等評議会がまさにそれです。私にはそうすることが望ましいと思われまます。

私はこの計画にある様々な欠落を残念に思います。高等教育がそこでは扱われていません。また今日、本来あるべき階層から脱落させられている大衆の社会的地位を向上させるための職業教育も扱われていないのです。この重大な問題にはまた後で立ち返ることにしましょう。

要するに、見たとおりにこの法案は、ユニヴェルシテを維持し、聖職者を受け入れ、教育を自由化し国家をその裁き手とするものです。これ以上の考察は控えておきます¹⁰。

III. ヴィクトル・ユゴー『教育の自由』(1851年1月15日)

亡命期から晩年にかけてのユゴーは、共和派の作家としてのイメージが強いが、2月革命勃発時には、共和政は時期尚早と判断し、オルレアン公妃による摂政制を主張している。彼は、1848年

⁹ ここで「王政」とは1830年から1848年まで続いた七月王政を指す。

¹⁰ Victor Hugo, *Œuvres complètes*, vol. Politique, Robert Laffont, «Bouquins», 1985/2002, p. 376-377. 1985年に出版されたこの全集には、以下の注が添えられている。「教育における教会の優越を支持したド＝ムラン氏は、ヴィクトル・ユゴーに投げられた18票に対し、20票を獲得し、コンセイユ・デタ行政部法案担当評定官 (commissaire) に任命された。」

6月4日、憲法制定議会の補欠選挙で当選、続く1849年5月13日の国民議会選挙でも議員として選出されているが、この二つの選挙にも、保守派の連合政党のような性質をもつ「秩序党¹¹」の票によって当選しているのである。先に引用した短い演説の中では、法案に対する批判が示されてはいるものの、いまだ国家の「ライシテ」という思想は表明されていない。それに対して1850年の演説は、国家による公教育の監視を求めるだけではなく、その主張を先鋭化させ、公教育の監視機関となるためには、国家は徹底して「ライック（宗教から独立した）」でなくてはならないと宣言することになるのである。

はじめに、この1850年の演説の概要を記しておきたい。この演説は翌日の『モニトゥール』紙に掲載されるが、そこでは紙面のおよそ6段分を占める長さである。その内容は大きく以下のようまとめられる。

[前半部]

1. 子供の権利としての義務教育
2. 公教育の理想
3. ライックな国家の監視下における教育の自由の保証
4. 政党による宗教教育ではなく、教会による真の宗教教育の必要性
5. 教会と国家の分離の必要性

[後半部]

6. 「教権擁護派」批判 —— 「イグナチオはキリストの敵¹²」
7. カトリック教国の衰退 —— イタリアとスペイン
8. カトリックの異端審問に対する批判
9. 教育の質の低下に対する危惧
10. 時代錯誤的な教育により革命が再び勃発する危険性
11. 進歩に逆行する「教権擁護派」による教育

ユゴーは、自身に敵対する人物たちによって、演説が途中で中断させられてしまう可能性を考え、冒頭部分で簡潔に、教育の問題についての意見を述べ、それを繰り返し展開、発展させていくという構成をとっている¹³。演説の肝である「ライックな国家」という主張は、上記の3と4の部分に現れる。またこの演説は、世界で初めて「子供の権利」を明確に宣言したテキストとしても知ら

¹¹ 原語は Parti de l'ordre。第二共和政期における政治的党派。社会秩序の安定を最重視することから「秩序党」と呼ばれた。しかしこの党派は王党派（王政を支持する右派）、オルレアン派（立憲君主主義を理想とする中道右派）、アメリカの共和政を理想とする共和派の一部をも含む集団で、政治思想的にも決して一枚岩ではなかった。

¹² イエズ会の結成メンバーの一人で、初代総長となったイグナチオ・デ・ロヨラ。ファルーが「聖イグナチオ・ド＝ファルー」とも称された（谷川稔、前掲書、165頁）ことから、ここでの「イグナチオ」は、イエズ会のみならず、教権擁護派全体を指しているといえる。

¹³ Jean-Marc Hovasse, *Victor Hugo I : Avant l'exil (1802-1851)*, Fayard, 2001, p.1085.

れているが、その主張は 1 の部分、演説の最初の部分でなされている。

つづいて、この演説の文体的な特徴を記しておきたい。伝記研究者のジャン＝マルク・ホヴァスの指摘を引用するならば、ユゴーはこの演説において「未だ中道的な立場をとり続けているが、この日の彼は、アイロニーと痛烈な皮肉を織り交ぜ、笑いを呼ぶ冗談から厳しい指摘へと移りゆく、偉大な演説者として現れた」¹⁴。実際、全集に再録されたユゴーの演説のテキストの中には、多くの括弧書きがついている。そこには会場で起こった数々の「笑い」や、「非難の叫び」、「動揺」、「センセーション」といった記述が加えられており、左派の拍手や声援のみならず、ファルー法案を支持する右派からも喝采が起こったことが記されている¹⁵。また厳粛な議会の場であるにも関わらず、この演説は、言葉遊びや、聖書の文言を真似た表現が散りばめられ、極めて自由なスタイルで展開されていく。右派・左派ともに賛同を示す内容を含むという意味において「中道的 modéré」でありながらも、翌日の『プレス』紙が「(ユゴーの) 人生の最も輝かしいページ」と評するこの演説は、熱狂的な盛り上がり、非難の嵐を交互に引き起こした、ユゴーの大舞台であったことが想像される。アレクサンドル・デュマは自らが執筆、編集を行う新聞『ル・モワ』紙の中でこの演説を賞賛し、「この素晴らしい演説は、蒙昧主義に対して、知性の光によってなされた、輝かしく、最高の力をもった異議申立てとして残り続けるだろう¹⁶」と記している。以下、『教育の自由』(1851年1月15日)の前半部(分量としては演説全体のおよそ3分の1に当たる)を翻訳、引用する。

皆さん¹⁷、この国の運命において最も重大な案件にかかわる討議が開始された今、すぐさま、躊躇うことなく、問題の本質に迫る必要があります。

はじめに、私が望むことを言い、その後で私が望まないことを言いましょう。

皆さん、私の考えでは、教育に関するこの重要な問題において、到達することが難しく、しかし、目指さなくてはならない目的、それは次のようなものです。(大きな声で!大きな声で!)

皆さん、あらゆる問題には到達すべき理想があります。私にとって、教育をめぐるこの問題の理想とは、次のようなものです。無償の義務教育。義務であるのは、初等教育のみであり、無償であるのは、すべての段階の教育です。(右派の席で不平のささやき——左派の席で拍手。)初等教育の義務、それは子供の権利なのです(ざわめきが起る)、お間違いのないよう、それは父親の権利よりもいっそう神聖な権利であり、国家の権利と一体となるものなのです。

繰り返します。私の考えるところによれば、問題の理想はしたがって、次のようなものとなります。

¹⁴Ibid., p. 1084.

¹⁵これらの括弧書きを付したのは、立法議会で速記を行なっている『モニター』誌の記者であると考えられる。しかし、これらの付け加えられた会場の様子が、必ずしも常に事実即していたとは限らない可能性がある点を注記しておく。

¹⁶Alexandre Dumas, *Le Mois*, Janvier 1850. ユゴーの演説に対する同時代の評価については以下の研究書が詳しい分析を行なっている。Marieke Stein, *Victor Hugo orateur politique*, Champion, 2007.

¹⁷「皆さん」と訳した原文はすべて、messieurs という、複数の男性に対する呼びかけである。フランスで女性の参政権が法的に認められるのは 1944 年、実際に女性が選挙に参加するのは 1945 年である。

すなわち、今ほど指摘した範囲における、教育の無償化と義務化です。国家によって与えられ統制された壮大な公教育、それは村の小学校にはじまり、徐々に段階を登って、コレージュ・ド・フランスに至り、さらに高く登って、フランス学士院にまで至るのです。学問の領域がすべての知性に対して大きく開かれることが必要です。畑のあるところにはどこでも、人間のいるところにはどこでも、書物がなくてはならないのです。小学校のない村は一つもなく、中学校のない町は一つもなく、大学のない行政中心地は一つもない。広大な総体、よりうまく言うなれば、知的作業場の広大な網の目、リセ、ギムナジウム、コレージュ、大学の教壇、図書館が、この国の地上でその放射光を混ぜあわせ、いたるところで才能を目覚めさせ、使命感をかき立てる。一言で言うならば、それは国家の手によって堅固に建設された人間の知の梯子です。その梯子は、最も深く、最も暗い、群衆の闇の中に置かれ、光へと到達するのです。連続性のいかなる断絶もありません。民衆の心は国家の知能と連結されるのです。（長い拍手が起る）

私は国家の公教育がこのようなものであるべきだと考えます。

皆さん、国家が提供する、あらゆる種類の知性を刺激するようなこの輝かしい無償の教育は、すべての人々に、無料で、最も優れた教育者と最もすぐれた思考法を与えるのです。それは、師範学校の教育、フランス的な教育、キリスト教的な教育、教養を培うための教育、これらすべての知と学問の模範であり、疑う余地なく、この国家の精神性をそれがもてる力の最高の高みにまで引き上げるのです。この無償教育とは別のところに、私は躊躇うことなく、教育の自由を、すなわち、私立学校教師のための教育の自由を、宗教団体のための教育の自由を、その他のすべての自由と同様にすべてを統括する法の下に置かれた、完全な、全幅の、絶対的な教育の自由を位置づけるでしょう。私は教育の自由を危惧するような国家権力をその監視役として必要とはしないでしょう。なぜなら、私はまさにその代わりに国家による無償教育を与えようというのですから。（左派の席でブラヴォー！——右派の席で不平のささやき）

皆さん、繰り返しますが、これこそが、この問題の理想とすべき到達点なのです。動揺することはありません、そこに到達できるのはまだ先のことです。それというのも、この問題を解決するには、現代のあらゆる社会問題と同様に、莫大な経済的問題の解決を要するからです。

皆さん、このような理想を示したのは、常に、我々がどこに向かって進むのかを明確にしておく必要があるからです。それは数えきれないほどの視点を提供しますが、それについて議論を深めるべき時はまだ訪れてはいません。この議会の時間を節約し、私はすぐに、現在の、事実に基づいた、現実的状况においてこの問題に取り組みたいと思います。私はこの問題を、今日それが置かれている状況、機が熟してはいない状態、一方では社会の情勢が、他方では大衆の言い分が、この問題を立ち至らせている現状において考えているのです。

現在の状況に対する、この限定された、しかし実践的である視点から見れば、私は教育の自由を望んでいることを明言します。しかし、私は国家による監視を望みます。そして、この監視が効果的なものであることを望むがゆえに、私はライクな国家、純粋にライクであり、徹底してライクである国家を望みます。尊敬すべきギゾー氏は、私よりも前に、教育の問題においては、国家は

ライクなものに他ならず、またそれ以外のものではありえないと言いました。

つまり私は、国家の監視の下における教育の自由を望むのです。そして、この国の推進力となるべき者全員の協力を必要とする、このかくも厄介でかくも困難な監視という仕事において国家を体現するためには、私は、最も厳粛な職業に従事する者であることはもちろん、信仰の領域であれ、政治の領域であれ、国家を一つにすること以外には、いかなる利益にも浴さない人間しか認めません。つまり最高監視委員会であれ、第二監視委員会であれ、司教も司教代理も、そこに加わるべきではありません。私は、我々の父たちが理想とした、この古くからある有益な、教会と国家との分離を維持し、必要とあらば、これまでになくその分離を本質的なものにするべきだと考えます。それは国家の利益であるのと同様に、教会の利益にもなるのです。(左派の席で喝采——右派の席で抗議)

私は皆さんに、私が望むことをお話してきました。ここからは、私が望まぬものをお話します。

私は、ここに持ち込まれた法律を望みません。

なぜか？

皆さん、この法律は武器なのです。

武器というものは、それ自体のみでは、なんでもないものです。武器というものは、それを掴む人間の手があってはじめて存在しはじめるのです。

ところで、この法律を掴むであろう手とは、誰の手でしょうか？

すべての問題はそこにあります。

皆さん、それは教権擁護派の手なのです。(その通りだ！——長い喧騒)

皆さん、私はその手を恐れます。私はこの武器を粉碎することを望み、この法案を却下いたします。このことをお話した上で、私は議論に入りたいと思います。

まずすぐに、正面から、私と同じようにこの法案に反対する者に対してなされるひとつの反論、重要な様相を持つ唯一の反論を取り上げます。

人々は我々にこう言います。あなたがたは聖職者を国家の監視委員から除外する。つまり、あなたがたは宗教教育を追放しようというのですか、と。

皆さん、ご説明いたします。私の過失によって、私がお話すること、私の考えることを、人々が決して誤解することのないようにしたいのです。

私は、宗教教育を禁止しようというのでは全くありません。おわかりでしょうか？私の考えでは、それは今日、かつてないほどに必要なものとなっているのです。人間というものは、成長すればするほどに、より信じるが必要となるのです。神に近づくほどに、よりはっきりと神を知る必要があるのです。(ざわめきが起る)

私たちの時代には、ほとんど唯一の不幸とも言えるであろう、ひとつの不幸があります。それは、すべてをこの地上の生の中に求める傾向です。(センセーションが起る)人々は、人間に地上の物質的な生を、人生の行き着くべき先、その目的として与えながら、その終わりにある否定によって、悲惨を深刻化させるのです。不幸に打ちひしがれている人間に、虚無という耐え難い重荷を加

えるのです。人々は、神の法としての苦しみにすぎないものから、地獄の法であるところの絶望を作り出しているのです。（長いざわめきが起る）それゆえ社会の深奥で痙攣が起るのです。（そうだ！そうだ！）

確かに私は次のことを望む者の一人です、ここにいる誰もが疑いはしないでしょ、私は次のことを望む者の一人なのです、心から望むなどとは言いません、そんな言葉では弱すぎるのです。私は、表現しようのない情熱をもって、ありとあらゆる方法で、この人間の生における、苦しめる者たちの物質的運命を、よりよいものにすることを望むのです。しかし最初に行くべきこと、それは彼らに希望を与えることなのです（右派の席でブラヴォーの声）有限である私達の悲惨は、そこに無限の希望が混ざること、どれほど小さくなるでしょう！（いいぞ！いいぞ！）

立法院議員であれ司教であれ、司祭であれ作家であれ、何者であろうとも、私たち皆の責務とは、あらゆる形で、悲惨と戦いそれを撲滅するための社会的エネルギーを、惜しむこと無く与えることなのです（左派の席でブラヴォーの声）、そして同時に、すべての者の頭を天に向かって上げさせること（右派の席でブラヴォーの声）、すべての魂を導き、すべての期待をその後におとずれる生に向けさせること。そこでは正義がなされ、正義が取り戻されるでしょう。声を大きくして言しましょう、もはや誰も、不正に、無駄に苦しむことはなくなるのだと。死とは復権なのです。（右派の席で、いいぞ！という声——ざわめきが起る）。物質世界の法とは、均衡です。道徳世界の法とは、衡平なのです。すべての終わりには神が見出されます。このことを忘れないようにしましょう、そしてそれをすべての者に教えようではありませんか。すなわち、もし私たちのすべてが完全に死すべきものなのであれば、生きることにはいかなる尊厳もなく、それは価値のないものになってしまうでしょう。労苦を軽くし、労働を神聖なものとし、人間を強く、善良で、賢く、忍耐強く、思いやりがあり、公平で、慎み深いと同時に偉大であり、知性に値し、自由に値するものにするもの、それは自らの前に、この生の暗闇を通して、光り輝くよりよい世界の永遠なるヴィジョンを持つことなのです。（全会一致の激しい賛同）

私はといえば、偶然にも今お話をすることになりましたので、そしてほとんどその権利もないような口からこうした重大な言葉を発するのですから、私が深くこのより良い世界を信じていると、ここで言い、明言し、この演壇の上で宣言することをお許しください。その世界とは私にとって、私たちが貪り、それを生と呼ぶところのこの悲惨な妄想よりもずっと現実的なものなのです。それは常に私の目の前にあります。私の信念の力の限りを尽くして、私はそれを信じています。そして、数々の戦いの後に、数々の研究と試練の後に、それは、私の魂の究極の慰めとなり、私の理性の究極の確信となったのです。（深いセンセーションが起る）

私はしたがって、心から、揺るぎなく、熱烈に、宗教教育を望んでいます。しかし私は、党派による宗教教育ではなく、教会による宗教教育を望むのです。それが偽善的なものではなく、誠実なものであることを望むのです。（ブラヴォー！ブラヴォー！）私は宗教教育に、地上ではなく、天を目的として欲しいのです。（ざわめき）私は説教壇が、教壇を侵略することを望みません¹⁸。私は司祭と教授と一緒にしたくないのです。あるいは、私がこの混合に同意するとすれば、立法院

議員である私がそれを監視し、セミナーと教育活動を行うコングレガシオンに対して、国家の目を開かせます。強調しますが、ライックな国家、偉大さと統一性にのみ執着する国家の目を開かせるのです。

冒頭でお話した条件のもと、完全なる教育の自由が宣言されるその日まで、私が心から待ち望むその日がくるまで、私は教会による教育は、教会の外ではなく、教会の中で行われることを望みます。よりによって国家の名の下で、聖職者による教育を、聖職者に監視させるなどはばかばかしいことです。繰り返しますが、一言でいうなれば、私は、私たちの父親たちが望んでいたこと、教会は教会に、国家は国家に、それを望むのです。(そうだ！そうだ！)¹⁹

おわりに

ユゴーは、教会に対し「教育の自由」を認めるとするならば、「純粹にライックであり、徹底してライックである国家」による教育の監視が必要であることを主張した。この議論の中で、ユゴーは「教会」と「教権擁護派」を区別し、前者による宗教教育の必要性を認めながらも、後者によって公教育が掌握される危険性を警告している。結果的には、ファルー法が可決され、同時代においてユゴーの意見が政治と教育制度に反映されることはなかったが、公教育の無償化とライシテという思想は、フェリー法（教育の無償を定めた 1881 年 6 月 1 日法およびライシテを定めた 1882 年 3 月 28 日法）の中で結実することになる。

注目しておきたいのは、同演説の中で、ユゴーが真の宗教教育の必要性を強く訴えているという事実である。この点は、1850 年の演説をライシテの宣言として捉える視点からは見落とされがちであるが、ユゴー自身の「宗教的なもの」に対する思想を理解するためには重要なものとなるだろう。宗教教育を社会秩序の維持の道具として利用するという考えからは一線を画し、ユゴーは、真の宗教教育により、人々の目を神へと向けさせ、「無限の希望」を与えることで、物質的に縛られた現実世界の悲惨を軽減できると主張している。そして「教権擁護派」による教育を歴史に逆行する時代錯誤の政策として糾弾する一方で、ユゴーは「すべての終わりには神が見出される」と明言し、死後の世界を「よりよい世界」と言い表しながら、進歩の思想と神への信仰を矛盾なく接続し、両者を同一化するに至るのである。この演説の中で、ユゴーは議会の聴衆を前に、死後には「光輝くよりよい世界」が存在すること、それこそが自らの「理性の究極の確信」であると宣言する。これはユゴー独自の信仰の告白とも呼びうるものではないだろうか。この演説を機に、右派との断絶を決定的にしたユゴーは、政治的には宗教権力を真っ向から敵にまわし、カトリック教会、さらには既存の諸宗教に対する批判を繰り返し行っていく。しかしそれと同時に、宗教批判を超え

¹⁸Je ne veux pas qu'une chaire envahisse l'autre ; [...]. (私はひとつの説教台／教壇がもうひとつの説教台／教壇を侵略することを望まない) フランス語の chaire という単語は、聖職者の登る「説教台」、「高位聖職者の座」を意味するだけではなく、大学や高校の「教壇」、「教授職」をも意味する。ここでユゴーは、この語が聖俗両方の「演壇」、「高位の座」を指すことを利用して、機知に富んだ一文を演説に織り込んでいるのである。

¹⁹Victor Hugo, *Œuvres complètes, op.cit.*, p. 217-220.

たところで、自らがあらゆる宗教の外側にいることを宣言しながら、ユゴーは、文学的創造を通じて独自の新しい「宗教」を模索していくことになるのである。

参考文献

[ヴィクトル・ユゴーの作品]

Victor Hugo, *Œuvres complètes*, édition chronologique publiée sous la direction de Jean Massin, t. IX, 1968.

Victor Hugo, *Œuvres complètes*, vol. Critique, Robert Laffont, « Bouquins », 2002.

Victor Hugo, *Écrits politiques*, Anthologie établie, présentée et annotée par Franck Laurent, Librairie générale Française, « Livre de poche », 2001.

[先行研究]

宇野重規・伊達聖伸・高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの——19世紀フランスの経験』、白水社、2011年。

工藤庸子『近代ヨーロッパ宗教文化論——姦通小説・ナポレオン法典・政教分離』、東京大学出版会、2013年。

——『宗教 vs. 国家——フランス<政教分離>と市民の誕生』、講談社現代新書、2007年。

高山裕二著『トクヴィルの憂鬱——フランス・ロマン主義と〈世代〉の誕生』、白水社、2012年。

伊達聖伸著『ライシテ、道徳、宗教学——もうひとつの19世紀フランス宗教史』、勁草書房、2010年。

谷川稔『十字架と三色旗——もうひとつの近代フランス』、山川出版社、1997年。

羽田正編『世俗化とライシテ』、UTCP(東京大学大学院総合文化研究科・共生のための国際哲学教育研究センター)、UTCP Booklet、2009年。

Baubérot, Jean, *Histoire de la laïcité en France*, « Que sais-je ? », n° 3571, Paris, PUF, 2007. (三浦信孝・伊達聖伸訳『フランスにおける脱宗教性の歴史』、白水社、「文庫クセジュ」、2009年。)

Cogniot, Georges, *La Question scolaire en 1848 et la loi Falloux*, Édition Hier et Aujourd'hui, 1948.

Drezen, Bernard Le, « "L'Exil et le Royaume" ? Montalembert, Hugo (1830-1875) », Communication au Groupe Hugo du 16 avril 2005 (<http://groupugo.div.jussieu.fr/groupugo/doc/05-04-16Ledrezen.pdf>).

Erchadi, Armand, « Retour sur la pensée éducative de Hugo : le pédagogue déguenillé et les enfants d'éléphant », Communication au Groupe Hugo du 18 décembre 2010 :

(<http://groupugo.div.jussieu.fr/groupugo/doc/10-12-18erchadi.pdf>).

Fizaine, Jean-Claude, « Journalisme et polémique religieuse au XIXe siècle : L'Univers et L'Événement », consultable sur le site du Groupe Hugo :

(http://groupugo.div.jussieu.fr/Groupugo/Textes_et_documents/Fizaine_L'intertexte%20biblique%20dans%20romans%20de%20Hugo.pdf), «Victor Hugo penseur de la laïcité : le clerc, le prêtre et le citoyen », Communication au Groupe Hugo du 9 novembre 2013:

(<http://groupugo.div.jussieu.fr/groupugo/doc/13-11-09fizaine.pdf>).

Guillemin, Henri, *Histoire des catholiques français au XIXe siècle (1815-1905)*, Utovie, 2003.

Hovasse, Jean-Marc, *Victor Hugo : I. Avant l'exil (1802-1851)*, Fayard, p. 2011.

Léon, Antoine, et Roche, Pierre, *Histoire de l'enseignement en France*, PUF, « Que sais-je ? », 1967.

Mayeur, Françoise, *Histoire de l'enseignement et de l'éducation III. 1789-1930*, Perrin, « Tempus », 1981.

Remond, René, *L'Invention de la laïcité française : de 1789 à demain*, Bayard, 2005. (工藤庸子・伊達聖伸訳『政教分離を問いなおす——EUとムスリムのはざままで』、青土社、2010年。)

Stein, Marieke, *Victor Hugo orateur politique : 1846-1880 « Un homme parlait au monde »*, Champion-Slatkine, 2007.

[辞典]

山口俊夫編『フランス法辞典』、東京大学出版会、2002年。